

特定生産緑地（鎌倉市）の指定

令和 7 年 4 月 21 日

鎌倉市長 松尾 崇



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のように公示する。

| 番号    | 位 置       | 特定生産緑地の<br>面積        | 指定期限日             |
|-------|-----------|----------------------|-------------------|
| 特-154 | 鎌倉市津字丹後ヶ谷 | 約 600 m <sup>2</sup> | 令和 17 年 12 月 26 日 |

「区域は指定図表示のとおり」